

令和元年度 入札監視委員会議事概要

九州防衛局

開催日及び場所	令和元年6月12日(水) 福岡第2合同庁舎10階 共用打合室4		
委員	牧角 龍憲 (大学名誉教授)	松藤 泰典 (大学名誉教授)	
	諏佐 マリ (大学准教授)	柴田 祐二 (公認会計士)	
	多川 一成 (弁護士)		

I 地方防衛局等が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	平成31年1月1日 ~ 平成31年3月31日		
審議対象件数	173 件		

1. 入札状況について (入札参加資格の設定及び落札者決定の経緯等について)

抽出件数		6 件	(審議概要)
建設工事	一般競争 (政府調達協定対象)	0 件	1 建設工事等発注実績について 2 指名停止の措置状況について 3 談合疑義案件情報について 4 低入札価格調査情報について 5 抽出事案について 6 7月以降発注の建設工事における 総合評価落札方式の改正について
	一般競争 (政府調達協定対象外)	3 件	
	随意契約	0 件	
建設コンサルタント業務等		3 件	

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【建設工事等発注実績について】 特になし</p> <p>【指名停止の措置状況について】 特になし</p> <p>【談合疑義案件情報について】 特になし</p> <p>【低入札価格調査情報について】 特になし</p>	

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【抽出事案について】</p> <p>1 [久留米外(30補)非常用発電機新設電気その他工事]</p> <p>(一般競争(政府調達協定対象外))</p> <p>・第2次補正予算という限られた状況での発注であったが、8者が参加した。参加者を確保するために条件の緩和等、どのような措置をしたのか。</p> <p>・一括審査方式を適用した経緯を説明されたい。</p>	<p>・第2次補正予算による建設工事発注に関して実施した措置で、主なものとして、まずは、技術者の変更を可能としたことである。本来は申請時に登録した技術者は入札が終わるまで変更できないが、申請時に登録した技術者が入札までに他の工事を受注したことにより、参加申請した工事に専任させることができなくなった場合、その技術者に替えて他の技術者を登録できるとした。これにより、本来であれば無効となり入札に参加できない業者の参加が可能となった。</p> <p>次に、一括審査方式の拡大適用を実施し、対象とした複数の案件の受注を可能とした。従来は1者1件までの受注であったが、仮に3件を対象とした場合、最大3件とも受注が可能とした。また、同じ地域内の工事のみ対象としていたが、工事の内容が同じであれば施工場所が異なっても対象とした。</p> <p>さらに、入札保証金の免除を実施した。本来は土木及び建築一式工事で5億円以上、電気及び管などの専門工事で3億円以上の工事に入札額の5%以上の入札保証金を義務付けているが、これを免除としたことなどが挙げられる。</p> <p>また、本件の参加資格要件の緩和として、工事内容は500KVA及び300KVAの非常用発電機設置工事であるが、100KVA以上の非常用発電機設置工事に掛かる電気設備工事を施工した実績を有することとした。また、技術者の要件としては新設又は改修の電気設備工事を施工した経験を有する者とし、工事内容の範囲を広げ、設定を緩和した。</p> <p>・日程的に非常に限られた期間での発注であり、発注者・参加者双方が膨大な業務量に対して迅速かつ円滑に手続きを行う必要があった。複数の工事が同じ申請書類で参加可能であるため、双方の負担軽減となると考え、一括審査方式を適用した。適用にあたっては、参加資格が同じで、発注が同時期に予定されているものを対象としており、本件と「相浦外(30補)非常用発電機新設電気その他工事」及び「富野外(30補)非常用発電機新設電気その他工事」の3件を対象とした。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・説明のあった技術者の交替、一括審査方式の拡大適用及び入札保証金の免除は2次補正予算に限る措置なのか。また、これは全国的なものか。</p> <p>2 〔芦屋外(30補)空調機更新等機械その他工事〕</p> <p>(一般競争(政府調達協定対象外))</p> <p>・1者応札となった要因を説明されたい。</p> <p>・難工事指定とは何か。また、本件で指定しなかった理由は。</p> <p>3 〔都城(30補)隊庁舎等整備工事〕</p> <p>(一般競争(政府調達協定対象外))</p> <p>・第2次補正予算という限られた状況での非常に高額な事案であるが、参加者を確保するために、どのような措置をしたのか。</p> <p>・本件には、鉄骨造の自転車置場新設が含まれるが、他省庁では木材利用促進法に基づき自転車置場など公共建築物への木材利用推進が議論の対象となっている。その点の見解はどうか。</p>	<p>・2次補正に限るものであり、本省からの通知により全国的に実施されたものである。</p> <p>・本件は、芦屋基地における隊舎の空調機更新及び改修工事並びに築城基地及び脊振山分屯基地における空調機更新工事である。第2次補正予算による発注にあたり、参加者を確保するため企業の実績及び技術者の経験にかかる要件を「新設又は改修の機械設備工事」とし、要件を満たせば、どのような実績及び経験でも参加できるように設定したが、結果的に1者応札であった。入札公告等の資料をダウンロードしつつ、参加しなかった者に聞き取りを行ったところ、脊振山分屯基地が山間部にあり、気象条件によっては進入路が遮断されるなど、施工条件の厳しさにより入札参加を見送ったとのことであった。改善策として、今年度に発注する脊振山の山間部の工事については、難工事指定を行うことにより、参加業者の拡大を図ることとしている。</p> <p>・一般的に、離島や山間部などの施工にあたり、条件が厳しい時に難工事として指定を行い、事故無く施工完了した際には、次回の入札の際に評価点に加点をするものである。本件については、脊振山分屯基地における工事の金額が少額であったため、難工事指定を見送ったものである。</p> <p>・本工事は、建築・設備・土木工事をまとめて1つの工事としたものであり、参加者確保の措置としては、「1〔久留米外(30補)非常用発電機新設電気その他工事〕」の審議における九州防衛局の説明と同様である。熊本支局ホームページや支局の掲示板などで周知することにより、入札参加を促進した。また、契約図書として工事説明書を作成し、工事内容等を分かりやすく示した。</p> <p>・木材利用促進については林野庁が主導し、中央省庁で議論されているが、木造構造は火災が発生しやすいため、テロ等への防御を考慮すると防衛省の建物は木造化になじまない。自転車置場についても火災が発生した場合、周りの建物に延焼することなどを考える</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>4 [奄美(30)新駐屯地環境モニタリング]</p> <p>(公募型プロポーザル方式)</p> <p>・業務内容、特定テーマ及び特定の経緯について、説明されたい。</p> <p>・移動・移植した動植物が、種子の飛来などで再び元の場所に戻る場合もあると思うが、何をもって移動・移植したと判断するのか。</p>	<p>と木造化は困難である。一方、構造部以外の部分に木材を利用することを木質化と呼んでいるが、内装の一部を木質化することは行っていることをご理解頂きたい。</p> <p>・本件は、防衛省として奄美大島の自然環境への配慮を重視する観点から、奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地の整備計画場所において動植物の状況を調査し、有識者へのヒアリングにより意見を得て、動植物の移動・移植を行うものである。奄美大島における部隊配備の期日は決まっているが、天然記念物など希少な動植物が存在しないことを確認した上で工事に着手する条件で施工するので、自然環境への配慮と限られた期間での工事の完成を念頭にテーマを2つ設定した。1つは、「希少動植物発見による工事の一時中止期間を最短とするため、動植物の移動・移植を行う前に実施すべき手段について」とした。これは、希少な動植物が発見された場合の移動・移植の前に、まずは速やかに調査を実施する必要があるため、調査体制と調査方法に関するものである。もう1つは「調査対象区域内に生息する希少鳥類の営巣状況を把握するための調査手法と体制について」である。鳥類については営巣が確認された場合は工事を中止せざるを得ないため、速やかに工事を開始できるように、鳥類の調査に関するものとした。</p> <p>本件は2者が参加しており、業務理解度や特定テーマの実現性などで評価点を付与し、最終的にその評価点の高い方を最適なものと判断して、特定している。</p> <p>・工事に着手する前に、整備計画場所の全周囲に柵を設置をして、動物が侵入できない環境にしたうえで、動植物の調査を実施し、発見された場合は柵の外に移動を行う。鳥類については、木を伐採した後は飛来しないという考えで調査を実施、営巣の有無を調査して、無いことを確認した後に伐採を進めた。植物については、当然種子の飛来ということもあり、本調査は平成28年度から開始して現在も継続して実施しているが、既に移植を実施し、無いはずの場所や調査の際に発見されなかった場所において、後に希少な植物が確認された場合もあり、その際は再度移植を実施した。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>5 [築城(H30)測量調査] (一般競争(政府調達協定対象外))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容及び予定価格の積算について、説明されたい。 ・見積の査定方法について説明されたい。 <p>6 [新田原(H30)貯蔵庫等新設土木設計] (一般競争(政府調達協定対象外))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者応札となった要因を説明されたい。 ・弾薬庫自体の構造体は、既に設計が存在するののか。 ・本件は、弾薬庫の周囲の土木的な新設条件などの設計業務を実施するものなのか。 ・本件は、建設工事の発注が見込まれるが、それほど難しい工事ではない。特殊性はあるが、設計図が存在し基準に則って建設するものであることが明確に伝われば、1者応札の状況は改善されるのではないかと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は、日米間で合意された普天間飛行場が有している緊急時の航空機受入に伴う航空自衛隊築城基地の滑走路の延長及び必要な施設整備に係る測量調査を行うものである。具体的には、過年度に撮影した航空写真を利用したデジタル化した図面(数値地形図)の作成である。また、滑走路の沖合への延長に伴い、海底地形測量として深淺調査等を実施している。予定価格については、3者から見積を徴取し、最安価の見積を査定し、予定価格算定の基礎とした。 ・見積の査定箇所については、燃料費程度であり、予定価格はほぼ見積価格と同額となった。 ・本件は、航空自衛隊新田原基地で使用する弾薬庫等の新設設計業務であり、コンクリート製の弾薬庫の周囲を土で覆う覆土式の構造となっている。弾薬庫自体は防衛省に限定される内容であり、設計業務の実績を持つ業者及び経験のある技術者が絶対的に少ないことや、公告の時期が発注の多い4四半期であったことが1者応札の要因として推察される。また、業務内容により参加者が少ないであろうことは想定しており、参加条件の緩和として公共工事で頻繁に使用されているボックスカルバート工事に係る実施設計業務を類似業務として設定したが、結果的に1者応札となったものである。 ・本件の弾薬庫自体の構造体については、基本的な設計は存在する。 ・そのとおりである。

		意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		【7月以降発注の建設工事における総合評価落札方式の改正について】	・総合評価方式について、見直しを実施し、7月以降発注の建設工事から適用する。目的としては、入札に参加しやすい環境づくりによる1者応札等の改善及び競争参加者及び発注者双方における入札事務手続きの負担軽減の2つである。 主なものとして、まず総合評価方式の統合整理を行い、競争参加者にとって分かりづらかった評価基準（配点）の一本化を実施する。 次に、特殊法人及び地方自治体の工事实績についても加点の対象とする。 続いて、評価点の算定方法の見直しを行い、現状と比較して点数の細分化などを実施する。 さらに、多様な評価項目の追加を行い、若手技術者あるいは女性技術者などの配置やワークライフバランス推進に取り組む企業に加点を行うなどがその内容となっている。詳細は九州防衛局のHPに掲載し、周知している。
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	
2. 談合疑義案件の処理状況について			
談合疑義件数		0 件	(審議概要) なし
工事	談合情報	0 件	
	点検結果疑義	0 件	
業務	談合情報	0 件	
	点検結果疑義	0 件	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		意見・質問	
		なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	

3. 入札結果の事後的・分析結果について（公正入札調査会議への報告内容の確認等）		
審 議 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約件数と落札率、応札率の分析 ・ 契約件数と一位不動・順位不動の分析 ・ 低入札、不調、不成立事案の分析 	
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	意 見・質 問	回 答
	なし	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	